

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

2023 年 6 月号 (Vol.16)

森・濱田松本法律事務所 観光法プラクティスグループ

令和 5 年改正旅館業法の成立

I. はじめに	森・濱田松本法律事務所
II. 改正旅館業法の変更点	弁護士 佐伯 優仁 TEL. 03 6266 8523 masahito.saeki@mhm-global.com
III. おわりに	弁護士 高宮 雄介 TEL. 03 6266 8744 yusuke.takamiya@mhm-global.com 弁護士 大屋 広貴 TEL. 03 5293 4901 hiroki.oya@mhm-global.com

I. はじめに

2022 年 10 月 7 日、旅館業法の改正を含む法律案として、「新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案」（以下「令和 4 年改正法案」といいます。）が第 210 回国会に提出されましたが、当該法案は同国会においては成立には至りませんでした。その後、第 211 回国会において、その内容が一部修正され、旅館業の感染防止対策の充実、差別防止の徹底、旅館業者等営業者の地位承継の円滑化等を目的とするものとして、2023 年 6 月 7 日、「生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律」として旅館業法の改正が成立しました（以下「改正旅館業法」といいます。）。改正旅館業法は、同年 6 月 14 日に公布されています。

改正旅館業法においては、令和 4 年改正法案に盛り込まれていた「宿泊者に対する感染防止対策への協力の求めに応じないことを理由とする宿泊拒否」の規定を削除する一方、宿泊事業者による宿泊者に対する差別的取扱いを防止するための規定が追加されました。当該追加により、後述のとおり、宿泊事業者は実務上新たな対応が必要になります。

以上のような点を踏まえ、本稿では改正旅館業法の内容について、令和 4 年改正法案との変更点を中心に簡潔にご紹介します。なお、令和 4 年改正法案の内容については、2022 年 12 月に配信いたしました「TOURISM INBOUND NEWSLETTER (Vol.14)」¹（以下「2022 年 12 月 NL」といいます。）にてご紹介しておりますので、併せてご参照いただけますと幸いです。

¹ [https://www.mhmjapan.com/content/files/00066009/TOURISM%20INBOUND%20NEWSLETTER\(Vol.14\).pdf](https://www.mhmjapan.com/content/files/00066009/TOURISM%20INBOUND%20NEWSLETTER(Vol.14).pdf)

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

II. 改正旅館業法の主な変更点

1. 宿泊拒否事由に係る変更点（改正旅館業法 5 条等）

(1) 宿泊拒否事由の整理（改正旅館業法 5 条各号）

令和 4 年改正法案は、感染症のまん延防止の観点から、「特定感染症」の定義を新たに規定したうえで（改正旅館業法 1 条 6 項）、特定感染症のまん延防止のため、宿泊事業者が宿泊者に対して一定の協力を求めることができる旨の規定を新設しました（詳細は 2022 年 12 月 NL2～5 ページもご参照ください）。これらの規定は今般の改正旅館業法においても維持されています（改正旅館業法 4 条の 2）。

そのうえで、令和 4 年改正法案では、①宿泊しようとする者が感染症まん延防止のための協力の求めを正当な理由なく拒否した場合を、宿泊拒否事由として新たに規定していました（令和 4 年改正法案 5 条 2 号）。また、②宿泊者の過剰な要求も宿泊拒否事由として追加されました。

これに対し、改正旅館業法においては、上記①の規定を削除するとともに、上記②の規定する過剰な要求の内容として、「厚生労働省令で定めるもの」という限定が付されました（改正旅館業法 5 条 3 号）。これらの修正の背景は、公表資料からは必ずしも明らかではありませんが、宿泊拒否が過去に不当な差別的取扱いにつながったこと等を踏まえて、宿泊拒否についてより慎重な対応を行ったものと考えられます。

以上の結果、改正旅館業法の宿泊拒否事由は下表のとおりとなります（下線部は現行の旅館業法（以下「現行法」といいます。）からの変更箇所）。

改正旅館業法の宿泊拒否事由	現行法及び令和 4 年改正法案からの変更点等
一 宿泊しようとする者が <u>特定感染症の患者等であるとき。</u>	現行法の「伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき」を明確化する改正。令和 4 年改正法案のとおり。
二 宿泊しようとする者が <u>賭博、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。</u>	現行法及び令和 4 年改正法案のとおり。
三 宿泊しようとする者が、 <u>営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したとき。</u>	令和 4 年改正法案において新設され、改正旅館業法において要求の内容に「厚生労働省令で定めるもの」との限定が付された。

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

<p>四 宿泊施設に余裕がないとき その他都道府県が条例で定める 事由があるとき。</p>	<p>現行法及び令和4年改正法案のとおり。</p>
---	---------------------------

(2) 宿泊拒否に関する宿泊事業者の対応（改正旅館業法5条2項、5条の2、附則3条2項）

改正旅館業法は、宿泊拒否に関して宿泊事業者の対応事項を新たに規定しています。

すなわち、改正旅館業法5条2項は、「営業者は旅館業の公共性を踏まえ、かつ宿泊しようとする者の状況等に配慮して、みだりに宿泊を拒むことがないようにするとともに、宿泊を拒む場合には、前項各号（筆者注：改正旅館業法5条1項各号）のいずれかに該当するかどうかを客観的な事実に基づいて判断し、及び宿泊しようとする者からの求めに応じてその理由を丁寧に説明することができるようにするものとする」との規定を新設し、宿泊事業者によるみだりな宿泊拒否を防止するとともに、宿泊事業者に対し宿泊拒否事由該当性の客観的な判断およびその理由の説明を求めています。

また、改正旅館業法5条の2が新設され、①厚生労働大臣が、特定感染症のまん延防止のための協力の求め等（改正旅館業法4条の2）及び宿泊拒否（改正旅館業法5条）の各規定について、「営業者が適切に対処するために必要な指針」を定めること、②当該指針を定める場合、あらかじめ、それぞれ、(i)感染症に関する専門的知識を有する者、(ii)旅館業の業務に関し専門的知識・経験を有する者、及び(iii)旅館業の施設の利用者の意見聴取をすること、③当該指針を遅滞なく公表すること等が定められました（改正旅館業法5条の2各項）。従って、宿泊事業者としては、今後、このような厚生労働大臣が定める指針に従った対応を求められることとなります。

さらに、改正旅館業法附則（以下、単に「附則」といいます。）3条2項は、当分の間、改正旅館業法5条1項1号（特定感染症の患者等の宿泊拒否）又は3号（過重な要求による宿泊拒否）のいずれかに該当することを理由に宿泊を拒否した場合、厚生労働省令で定める方法により、その理由等を記録することを求めています。本稿執筆時点において、「厚生労働省令で定める方法」は明らかではありませんが、今後かかる方法への対応が必要となると考えられます。

<p>宿泊事業者に求められる対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 宿泊事業者によるみだりな宿泊拒否を防止するとともに、宿泊拒否事由該当性の客観的な判断およびその理由の説明（改正旅館業法5条2項） ✓ 特定感染症のまん延防止のための協力の求め等及び宿泊拒否の各規定に関する、厚生労働大臣の定める指針への対応（改正旅館業法5条の2） ✓ 当分の間、厚生労働省令で定める方法による宿泊拒否の理
----------------------	--

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

由等の記録（附則 3 条 2 項）。

2. 政府による今後の検討に係る変更点（改正旅館業法附則 2 条）

改正旅館業法附則 2 条は、政府に対し、①特定感染症のまん延防止に必要な協力の求めを受けた者が正当な理由なくこれに応じないときの対応のあり方について、特定感染症のまん延防止を図る観点から検討を加えるとともに（附則 2 条 1 項）、②宿泊拒否の規定が過去にハンセン病の患者であった者に対して不当な差別的取扱いがなされたことを踏まえつつ、改正旅館業法の宿泊拒否の規定の施行の状況について、検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講じるものとされています（附則 2 条 2 項）。

これらの規定は、宿泊拒否に関し、特定感染症のまん延防止の観点及び不当な差別的取扱いの防止の観点の双方から、政府に対し引き続き検討を求めるものといえます。

3. 事業譲渡に係る変更点（改正旅館業法附則 3 条 1 項）

現行法において、旅館業の事業譲渡の手続を定めた規定がなかったところ、令和 4 年改正法案では、事業譲渡についても、合併や分割と同様、営業者の地位の承継について都道府県知事の承認で足りるものとして手続きの簡素化が図られました（詳細は 2022 年 12 月 NL7～8 ページもご参照ください）。かかる改正は、改正旅館業法においても維持されました（改正旅館業法 3 条の 2）。

もともと、改正旅館業法では、「都道府県知事…は、当分の間、新旅館業法第三条の二第一項の規定により営業者の地位を承継した者の業務の状況について、当該地位が承継された日から起算して六月を経過するまでの間において、少なくとも一回調査しなければならない」旨の経過措置が新設されました（附則 3 条 1 項）。このため、事業譲渡により営業者の地位を承継した宿泊事業者は、少なくとも 1 回は都道府県知事による調査を受けることとなり、実務上対応が必要となります²。

Ⅲ. おわりに

以上のとおり、近時、新型コロナウイルス感染症は「新型インフルエンザ等感染症」から「5 類感染症」に引き下げられるなど、社会的位置づけが変化しており、改正旅館業法は、こうした点も踏まえ、宿泊拒否に関して、特定感染症のまん延防止や、不当な差別的取扱いの防止等の観点を考慮したうえで、成立にいたりました。改正旅館業法の施行は公布の日（2023 年 6 月 14 日）から起算して 6 月を超えない範囲において政令で定める日とされているため、宿泊事業者にとって、今後、改正旅館業法に基づく対応を

² なお、同様の経過措置が、食品衛生法、理容師法、興行場法、公衆浴場法、クリーニング業法、美容師法並びに食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律についても新設されています。

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

行う必要があります。また、具体的に遵守すべき内容は法律だけでなく厚生労働省令や指針にも委ねられており、今後これらの動向にも引き続き注視する必要があります。

本稿が、宿泊事業を始めとする観光ビジネスに関する事業者の皆様にとって、今後の実務対応を検討する一助となれば幸いです。

NEWS

▶ 札幌オフィス開設のお知らせ

今般、当事務所は、札幌オフィスを開設することといたしましたので、お知らせいたします。

当事務所は、現在、北海道の案件につきましても、東京をはじめとする国内各拠点においてリーガル・サポートを提供しておりますが、企業法務を中心とした分野において、より近接した拠点からのサポートを期待するとの声をいただいております。当事務所は、このようなご要望・ご期待にお応えして、きめ細やかなサポートを行うべく、今般、北海道札幌市に新たな拠点を設けることといたしました。

札幌オフィスには、M&A、会社法関連業務、スタートアップ等において豊富な経験を有するパートナーである立石 光宏 弁護士及びアソシエイト弁護士が所属いたします。

札幌オフィスは、他の国内拠点（東京、大阪、名古屋、福岡及び高松）及び海外拠点（北京・上海・シンガポール・バンコク・ヤンゴン・ホーチミン・ハノイ・ジャカルタオフィス及び2023年秋の業務開始を予定しておりますニューヨークオフィス）、並びにその他の国の提携法律事務所等と密に連携をとりながら、M&A・スタートアップ・事業承継・危機管理・ファイナンス・訴訟・事業再生・クロスボーダー取引をはじめとする幅広い分野において最先端のリーガル・サポートを提供し、北海道の経済発展に微力ながら寄与して参る所存です。

札幌オフィスの開設については、開設に必要となる諸手続を経た上、2023年9月又は10月のスタートを目指しております。開設日・開設場所等の詳細が決まりましたら、改めてお知らせいたします。

※札幌オフィスは、弁護士法人森・濱田松本法律事務所の従事務所として開設する予定です。

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com